

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部改正（案）の意見募集手続の実施について

令和6年1月26日

財務監督課

監査及び会計に関する命令の一部改正（案）

金商法令の企業開示制度の見直しに伴い、IR整備法制定時の考えを踏まえ、監査及び会計に関する命令（国土交通省と共管。共同命令）について所要の改正を実施。

※ 令和6年1月26日～2月25日パブコメ、3月下旬公布、4月1日施行（一部公布同日施行）。

金商法令の企業開示制度の見直し内容

✓ 情報開示の効率化

四半期報告書を廃止し、年度毎の有価証券報告書と半期報告書のみ法定。

※ 第1・第3四半期については、取引所規則に基づく四半期決算短信へ一本化。

✓ 情報開示の充実

サステナビリティ情報等の開示の拡充

- ・ サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）
- ・ 従業員の状況（充実）
- ・ コーポレート・ガバナンスの状況（充実）

重要な契約の開示内容の明確化

- ・ 企業・株主間のガバナンスに関する合意
- ・ 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
- ・ ローン契約と社債に付される財務上の特約

半期報告書等の公衆縦覧期間を5年間に延長

内部統制報告書の訂正報告書に訂正理由を追加

共同命令の対応（案）

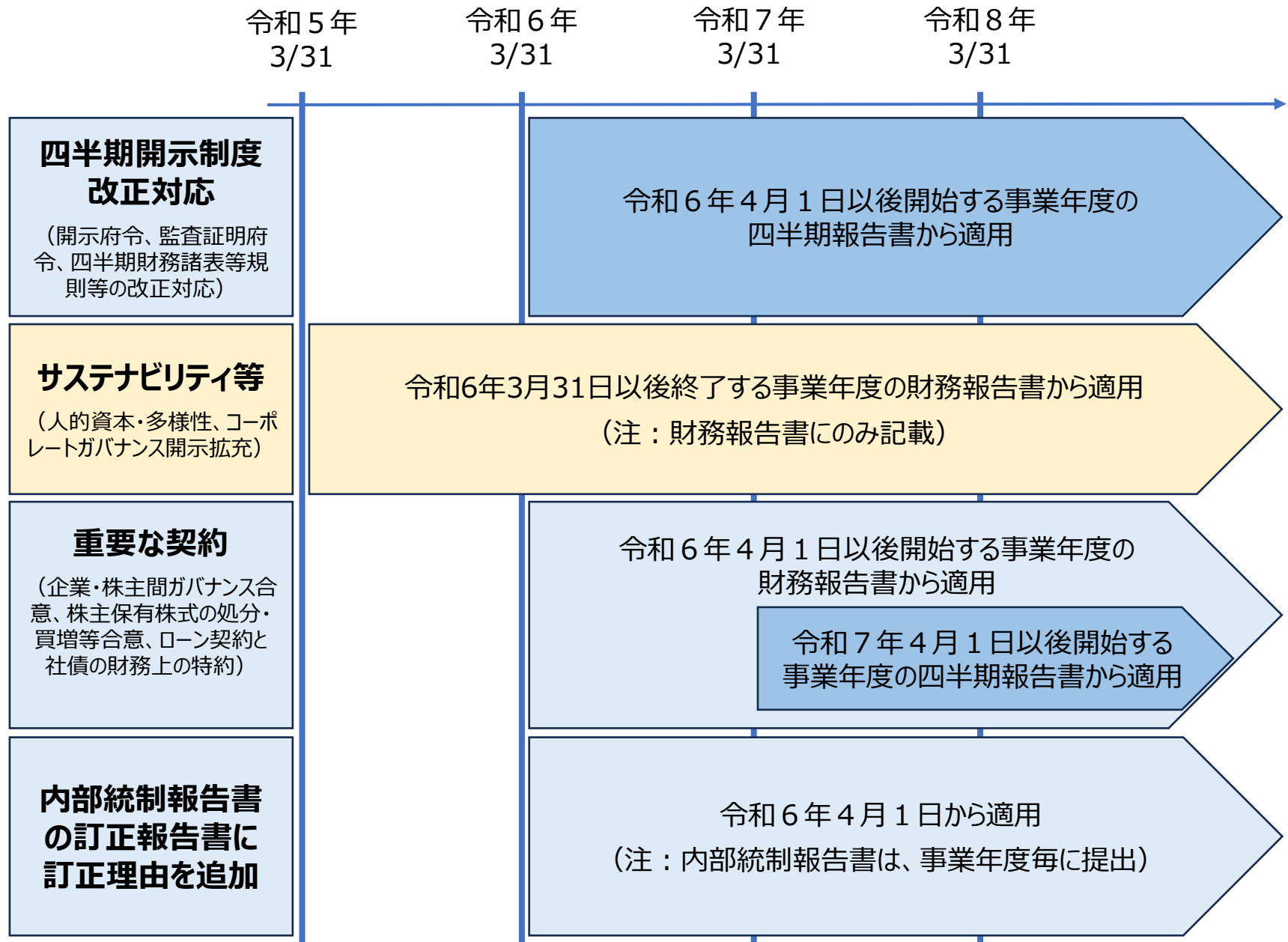
✓ 四半期報告書制度は、存置。

✓ その他は、金商法令と同様に開示を充実。

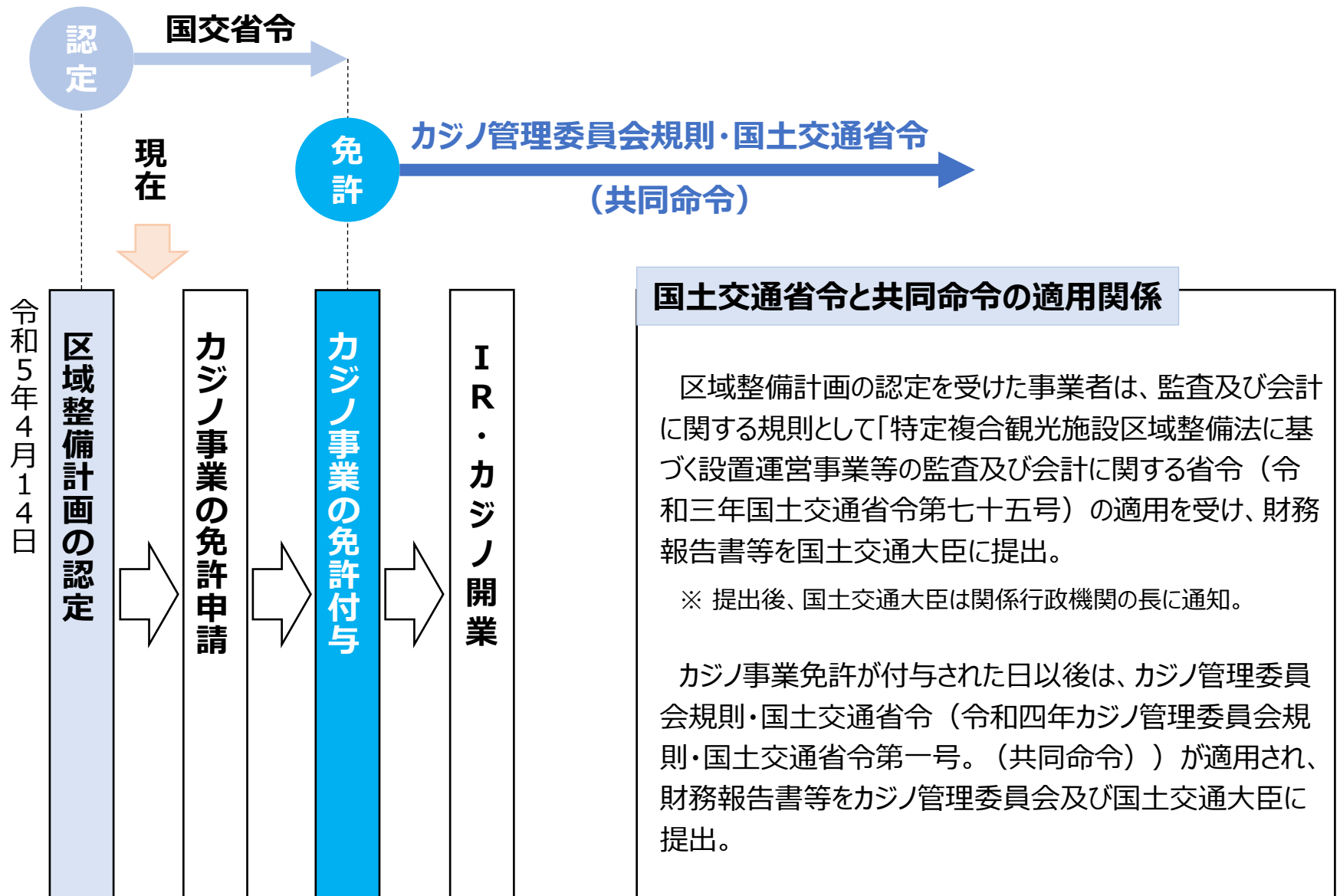
四半期報告書制度を存置する理由

- ・ 現時点において、賭博行為の例外的特権たるカジノ事業を実施するIR事業者等に対し、財務報告の制度を簡素化する必要性は生じていない。
- ・ このため、内容を簡素にして速報性を重視する決算短信に合わせるのではなく、内容がより充実している従来通りの四半期報告書の提出を求めることが、IR整備法において四半期報告書制度を存置する趣旨に適う。

参考 1. 金商法令改正に伴う共同命令改正事項の適用時期

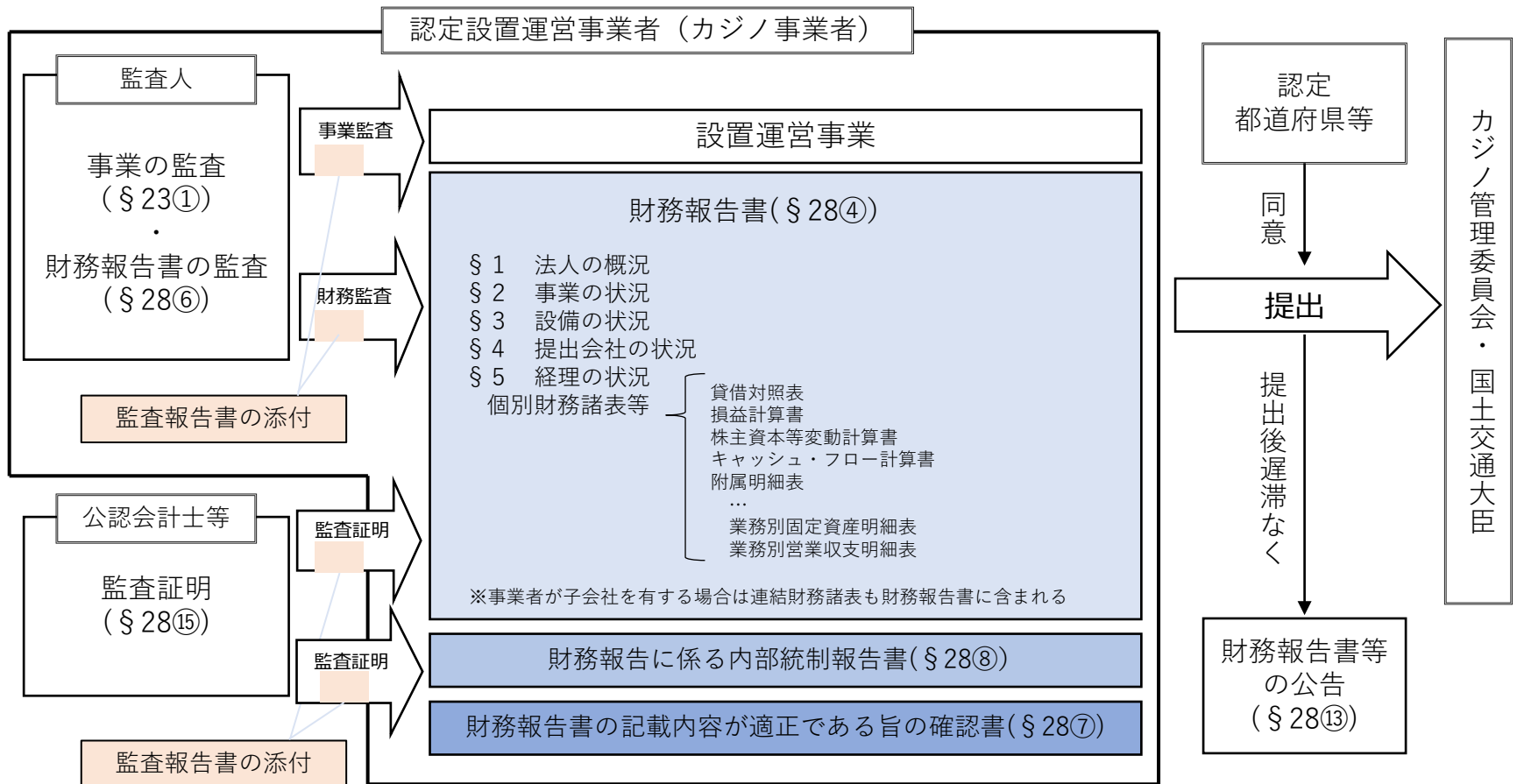


参考 2. 監査及び会計に関する規則の適用関係



参考3. カジノ事業者の監査及び会計

- 財務面での健全性確保のため有価証券報告書を参考とし、カジノ事業者には毎事業年度の財務報告書の提出・公告を義務付け。
- 事業の監査、財務報告書等の監査を行う「監査人」の設置を義務付け、かつ、公認会計士等による財務報告書等への監査証明の付与を求め、信頼性の高い財務報告を担保。
- IR事業内でのカジノ収益の他業務への還元を明らかにするため、営業収益等の業務毎の区分経理を義務付け。



- * カジノ事業免許を受けるまでは国土交通省令に基づく同様の財務報告書を国土交通大臣に対してのみ提出。
- * 四半期毎に財務報告書と同様の記載内容の「四半期報告書」の提出を求めている (§28⑪)。